

個人輸入・指定薬物等適正化対策事業

平成27年8月

医薬食品局監視指導・麻薬対策課(赤川治郎課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

施策目標Ⅰ-6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること

麻薬・覚せい剤等事業（施策目標Ⅱ-3-1）は、麻薬・覚せい剤等の乱用防止という観点で、本事業と関連がある。

2. 事業の内容

（1）実施主体

国、民間事業者

（2）概要

①個人輸入・指定薬物に関する情報提供や啓発を行うHPの開設及びホットラインの設置

ア. 個人輸入・指定薬物に関する情報提供・啓発HPの開設等

情報提供や啓発を行うHPを開設し、健康被害情報や偽造医薬品に係る情報の掲載や登録者への提供をするとともに、検索サイトに啓発を行うHPのバナー広告を掲載を行う。また、医療機関、保健所、税関等に配布する啓発資料を作成し、消費者や医師等に対して提供する。

イ. 個人輸入・指定薬物ホットラインの設置

個人輸入等の手段により不正に輸入された医薬品・指定薬物等による健康被害の情報などを収集するとともに、消費者や医師等に対する注意喚起や不正な輸入の監視を効果的に行うためのホットライン（コールセンター）を設置し、その成果を活用する。

②偽造医薬品対策協議会の設置

製薬企業、厚生労働省、税関、警察庁等関係行政機関、地方公共団体等からなる協議会を設置し、国際的ネットワークも活用しつつ、情報を共有化するとともに、官民が連携して偽造医薬品の流通防止の対策を進める。

③輸入届出に関するオンラインシステムの整備

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用して、輸入届出等の諸手続きを電

子化する。

④乱用防止の効果的な啓発資材の開発・整備

小学生や中学生を対象に、指定薬物、麻薬等の害悪と、医薬品等の個人輸入を行う危険性について、正確かつ効果的に学ぶことができる啓発資材を開発・整備し、学校や地域における学習での活用を促す等により、効果的な啓発広報を推進する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

（1）有効性の評価

情報提供・啓発HPについては、月平均 15,000 以上のアクセスを継続しており、HP が認知され、情報を必要とする国民に役立っているものと考えられることから、偽造医薬品の個人輸入等の減少に向け有効に機能していると評価できる。

ホットラインについては、月平均約 25 回の相談を受けており、特に、新聞やテレビなどで関連する事項が報道されると相談が著しく増加するなど、国民が薬物等について不安を感じ、相談を必要とする時に効果的に活用されていることがうかがえ、健康被害情報の効果的な把握が着実に進展していると評価できる。

啓発については、問題・現状分析に関連する指標において、全体的には横ばいであるが、青少年の大麻検挙事犯数が減少傾向となっていることから、啓発資材を活用した教育機関等における啓発活動が着実に進展しているものと評価できる。

輸入届出に関するオンラインシステムの整備については、オンラインシステム利用件数が堅調に推移していることから、医薬品等輸入者において着実に浸透してきており、輸入者の負担軽減に寄与していると評価できる。

（2）効率性の評価

①個人輸入・指定薬物に関する情報提供・啓発HPの開設及びホットラインの設置

民間事業者（団体）への委託により、既存のウェブデザインや相談業務の実務的な知識を有効に活用し、国民にわかりやすいHP、ホットラインの運営が可能となったことから、効率性は高いものと評価できる。

②偽造医薬品対策

厚生労働省のみでは対策に限界があり、また対策を検討する視点にも偏りが生じるころ、他の規制当局との協力、地方公共団体の実務的な視点、製薬企業の柔軟な取組、有識者の専門的な意見等を取り入れ、より幅広く効率的な対策を実施・検討することができたことから、効率性は高いものと評価できる。

③ 輸入届出に関するオンラインシステムの整備

輸入届や輸入報告（薬監証明）といった手続がシステム上で実施できるようになったことで、輸入者及び行政双方にとって負担軽減に繋がることから、その効率性は高いものと評価できる。

④ 乱用防止の効果的な啓発資材の開発・整備

民間企業等への委託により開発・整備した啓発資材を使用し、直接教育機関等を訪問することにより、乱用薬物の危険性等の正しい知識について、より効率よく青少年に対して啓発することが出来ている。

(3) 評価の総括（必要性の評価）

個人輸入・指定薬物に関する情報提供・啓発HP及びホットラインについては、個人輸入や危険ドラッグに関する情報が一元的に得られる・相談できるツールとして、国民に普及してきているところと考えられる。一方で、個人輸入・指定薬物を取りまく環境が劇的に変化し、情報の必要性が高まっていることから、状況に合わせた情報提供・最新の情報の更新はますます重要となっており、今後も継続して本事業を実施していくことが必要である。

輸入届出に関するオンラインシステムの整備について、輸入届や輸入報告（薬監証明）等諸手続きのオンライン化により、行政側業務と利用者手続きの効率化と迅速化が実現できたところ、さらなる利用件数の増加に向け、その利便性の周知やシステムにおける所要の見直しを図る。

啓発資材の開発・実施を実施することにより、大麻検挙事犯数は全体的には横ばいであるが、青少年においては減少傾向になるなど、着実に進展しているものの、未だ薬物事犯を根絶出来ていないことから、引き続き、当該事業を実施していく必要がある。

4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

個人輸入・指定薬物に関する情報提供・啓発HP及びホットラインについては、一定の利用はされているものの、インターネットを通じた医薬品販売が始まり、インターネットを通じた個人輸入も増加すると予想されることを踏まえると、より広い層に向けての利用促進が必要であると考えられる。検索広告などの効果的な手法を用い、更なる情報提供の拡大を図っていく必要がある。

については、平成28年度予算概算要求においても、若年層を対象とした啓発活動の継続を含め、所要の予算を要求する。

5. 評価指標等

| 指標と目標値（達成水準／達成時期） | | | | | | |
|-------------------|--------------------------------|------|------|------|------|------------|
| アウトプット指標 | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 1 | 個人輸入・指定薬物に関する情報提供・啓発HPのアクセス数1※ | — | — | — | — | 月平均約16,000 |
| 達成率 | | —% | —% | —% | —% | —% |
| 2 | ホットライン利用数 | | | 37 | 212 | 363 |
| 達成率 | | —% | —% | —% | —% | —% |
| 3 | オンラインシステム利用件数 | | | | | 830※2 |
| 達成率 | | —% | —% | —% | —% | —% |
| 4 | 移動啓発資材の運行箇所数 | 66 | 74 | 93 | 91 | 38 |
| 達成率 | | 132% | 148% | 186% | 182% | 76% |

【調査名・資料出所、備考等】

※1 HPアクセス数については、平成26年度中期からの統計

※2 平成27年1月～3月分